

○東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物  
処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦  
覧等の手続に関する条例

平成 27 年 10 月 26 日

条 例 第 1 号

改正 令和 7 年 12 月 15 日条例第 3 号

(趣旨)

**第 1 条** この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 9 条の 3 第 2 項（同条第 9 項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により、管理者が実施する周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類（以下「報告書」という。）の縦覧の手続及び生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）を提出する機会の付与の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象となる施設の種類)

**第 2 条** 報告書の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設は、法第 8 条第 1 項の一般廃棄物処理施設（以下「施設」という。）とする。

(縦覧等の告示)

**第 3 条** 管理者は、報告書を公衆の縦覧に供しようとするときは、縦覧の場所及び期間、意見書の提出先及び提出期限その他規則で定める事項を告示するものとする。

(縦覧の場所及び期間)

**第 4 条** 縦覧の場所は、次の各号に掲げる場所とする。

- (1) 東総地区広域市町村圏事務組合環境施設課
- (2) 生活環境影響調査を実施した周辺地域内で、管理者が指定する場所
- (3) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める場所

2 縦覧の期間は、前条の規定による告示の日から 30 日間とする。

(意見書の提出先及び提出期限)

**第 5 条** 意見書の提出先は、次の各号に掲げる場所とする。

(1) 東総地区広域市町村圏事務組合環境施設課

(2) 前号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める場所

2 意見書の提出期限は、前条第 2 項の縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して 15 日間を経過する日とする。

(環境影響評価との関係)

**第 6 条** 施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）又は千葉県環境影響評価条例（平成 10 年千葉県条例第 26 号）に基づく環境影響評価（生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。）に係る公告、縦覧等の手続を経たものは、前 3 条に規定する手続を経たものとみなす。

(市町村との協議)

**第 7 条** 管理者は、次の各号のいずれかに該当する区域を管轄する市町村の長に報告書の写しを送付し、当該区域における縦覧等の手続の実施について協議するものとする。

(1) 設置又は変更に係る施設の区域

(2) 施設の設置又は変更により、生活環境に影響を及ぼす周辺地域に含まれる区域

(委任)

**第 8 条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和 7 年 12 月 15 日条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行する。